

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会
委員長 大村 虔一

行政評価制度の改正案について（答申）

平成19年1月25日付け評価第62号で諮問のあったこのことについては、諮問のとおり改正することが適当と認められます。

なお、改正制度の運用に当たっては、下記の点に配慮するよう付言します。

記

- 1 計画評価の変更（再計画評価）に関する規定の新設〔改正項目〕関係
再計画評価の要件である「著しい変更が生じた場合」については、該当の可否を県側が判断するにせよ、何らかの具体的なガイドラインが必要である。
- 2 評価事業完了報告書の新設〔改正項目〕関係
評価事業完了報告書の作成と合わせて、当該事業実施や効果検証を通じて得られたノウハウ・経験を今後活かすための具体的な仕組みも重要であり、報告書には、今後の課題とその対応策等について積極的に記載することが望ましい。
- 3 評価事業完了報告書の新設〔改正項目〕関係
 - (1) 報告書には、総合考察として、事業目的の達成状況の考察、そこから得られる今後の課題とその対応策等について積極的に記載することが望ましい。
 - (2) 既存の統計資料等で事業効果の定量化が可能な事業種においては、完了後の費用対効果分析まで行うことが望ましい。